

貨物軽自動車運送事業者で乗車定員2(4)のバン型車両使用が可能となります

令和元年10月1日

<問合せ先>

沖縄総合事務局 陸運事務所 輸送部門
TEL 098-877-5140

令和元年10月1日から、貨物軽自動車運送事業に使用できる車両について、乗車定員2(4)名のバン型車両の使用ができるよう、公示の改正を行います。

この改正は、積載量を最大限確保するため等に乗車定員を2名に限定していた従来の基準を、小型、軽量化の貨物を主に配送するという性格を持つ貨物軽自動車運送事業においては、必ずしも最大限の積載量を確保する必要性が乏しいことや、構造変更等に関する事業者負担を軽減するために行うものであり、タクシー行為を認めるものではありませんし、今まで同様にタクシー行為は出来ません。

※詳細は以下のリンク先を参照
(新旧対照表)



軽貨物車によるタクシー行為には刑罰が科されます

★平成4年3月3日最高裁判決により、軽貨物車によるタクシー行為が違法であることが最終的に確定しました。

軽貨物車をタクシーとして利用されないように

★今後、沖縄県警とともに軽貨物車によるタクシー行為に対する取締りを強化していきます。取締りの際は
利用者の方からも事情聴取を行うなど思わぬご迷惑
をおかけすることになりますのでご利用されないよう願います。

★軽貨物車によるタクシー行為は違法であるため、万一事故が発生して搭乗者(軽貨物車をタクシーとして利用する人)が人身損害を被った場合、保険金の支払い等の補償に支障をきたす可能性があります。

沖縄総合事務局運輸部
沖縄総合事務局陸運事務所